

はじめに

◎第19期282回隠岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。
出席委員（敬称略）：濱田、安部、田中、吉田、森、影原
欠席委員（ 〃 ）：小中、葛西、仁田、扇谷
開催日時：平成22年4月12日（月） 14：10～15：30
開催場所：隠岐郡隠岐の島町西町 JFしまね西郷支所会議室

議 題

1. 区画漁業権の免許内容等の事前決定について（諮問）

隠岐郡西ノ島町における区画漁業権の漁場計画が設定され、免許内容等の事前決定に関して知事より諮問がありました。

県の担当者より、免許内容（表1）、免許予定日（平成22年8月1日）、申請期間（平成22年4月20日から平成22年6月30日）について説明がありました。

また審議途中で、関係者の意見を聞く公聴会が開催され、口述人からは、「養殖漁業者がこの新しい漁場計画を生産活動の拠点として利用できるようお願いする。」とのご意見をいただきました。

公聴会終了後審議が再開され、委員からは指示の内容・有効期間等についての確認がありました。

[表1]

区画漁業権漁場計画一覧

海区名	免許番号	漁業種類	漁業の名称	操業時期	漁場の位置	地元地区	管轄漁協名	備考
隠岐	287	第一種区画漁業	かき養殖業	1/1～12/31	隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	漁業協同組合JFしまね	変更(区域縮小)
	294	第一種区画漁業	かき養殖業	1/1～12/31	隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	漁業協同組合JFしまね	新規
	323	第一種区画漁業	ぶり、あじ、さば、小割式養殖業	1/1～12/31	隠岐郡西ノ島町大字美田弁天鼻地先	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	漁業協同組合JFしまね	変更(区域縮小)
	324	第一種区画漁業	まぐろ小割式養殖業	1/1～12/31	隠岐郡西ノ島町大字美田セト獅子ヶ鼻地先	隠岐郡西ノ島町大字浦郷及び大字美田	漁業協同組合JFしまね	新規

《審議の結果》 この諮問について、異議なしの答申をすることになりました。

【参考】 島根県報第2180号（島根県ホームページ）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/201004.data/2180.pdf>

2. 隠岐海区漁業調整委員会指示第3号（沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の操業について）の改正について（協議）

隠岐海区漁業調整委員会指示第3号は、隠岐の沿岸域におけるいか釣漁業の秩序を保つ目的で発行されています。

平成22年4月30日で有効期限が切れることから、指示の改正について知事より協議依頼があり、県の担当者より新たな指示案が示され、以下の様な説明がありました。

- ・議題に改正とあるが内容的には前回からの指示内容を引き継ぐもので、指示番号を当該年度と通し番号を組み合わせた22-1号とすることや指示有効期間が変わるだけである。
- ・現行の指示のもとで漁業調整上の問題が生じていないことから、隠岐のいか釣漁業の秩序を保つためには、今後も同様の内容で指示を出すことが適当である。
- ・新たな委員会指示の有効期間は平成22年5月1日から平成25年4月30日。

委員からは、指示の内容確認や委員会指示という制度と県の漁業調整規則との違い等について意見が交わされました。

【協議の結果】

隠岐海区漁業調整委員会指示第22-1号は異議無しとして認められました。

【参考】 島根県報第2182号（島根県ホームページ）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/201004.data/2182.pdf>

3. 隠岐海区漁業調整委員会指示第19-1号（つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限について）の継続について（協議）

隠岐海区漁業調整委員会指示第19-1号は、つけ漁業保護のために他の漁業の操業及び遊漁の制限について定めたものです。平成22年5月31日に指示の有効期限が切れることから、議題2と同様に、指示の継続について協議依頼があり、県の担当者より新たな指示案が示され、以下の様な説明がありました。

- ・指示番号を22-2号とし、一部文言を追加した。（下記の文の波線部分）
「但し、しいらつけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。」
- ・付け加えた理由として、従来の書きぶりだとしいら漬け漁業をやっている人の同意を受ければ、他の漬け漁業の場所でもできるという誤解を招く恐れがある。
- ・付け加えたことによって、委員会指示全体の主旨が変わるものではない。
- ・新たな委員会指示の有効期間は平成22年6月1日から平成25年5月31日。

委員からは近年のつけ漁業の状況、漬けに設置する標識灯等の費用について質問や意見がありました。

【協議の結果】

隠岐海区漁業調整委員会指示第22-2号は異議無しとして認められました。

おわりに

◎イワガキのシーズンも終盤にさしかかりました。美味しさは当然ながら、ミネラル、タウリン、亜鉛等栄養素も豊富な一品です。まだ食べていない方は是非隠岐のイワガキを食してみてください。

連絡先

隠岐支庁水産局内
隠岐海区漁業調整委員会事務局
Tel：08512-2-9669
Fax：08512-2-9674